

令和6年度 湖東かなび学園 大庭小学校 学校いじめ防止基本方針

湖東かなび学園 教育目標
 「地域に根ざし
 確かな学力と豊かな心を持ち
 たたくましく生きる子どもの育成」

○自ら考え 意欲的に学ぶ～学力～
 ○思いやりをもち 地域や仲間の中で
 自己を伸ばす～コミュニケーション力～
 ○新しいことにも積極的に取り組み
 最後までやり抜く～生活習慣～

【主な活動】
 ・オープンスクール ・小小交流(茶臼山登山)
 ・ノーメディアチャレンジ週間
 ・小中一貫授業公開 等

家庭との連携

- ・PTA 活動の推進
- ・人権教育講演会(研修会)
- ・人権教育学習公開日
- ・大庭地区人権教育推進協議会との連携
- ・PTA 会報
- ・学校だより(啓発)

地域との連携

- ・学校運営協議会
- ・青少年育成協議会
- ・民生児童委員連絡協議会
- ・交通安全対策協議会
- ・学校だよりの自治会回覧
- ・地域行事への参加
- ・見守り隊との連携 など

学校運営協議会

【構成メンバー：大庭地区関係】

- ・大庭地区自治協会会長
- ・大庭地区青少年健全育成協議会長
- ・大庭公民館長
- ・大庭地区主任児童委員
- ・大庭小学校PTA会長
- ・大庭小学校PTA副会長
- ・大庭地区社会福祉協議会

児童福祉部長

- ・大庭小学校長・教頭・主幹教諭
- 事務主任

【協議内容等】

- ・基本方針策定に向けた見直し
- ・地域におけるいじめ防止策の検討
- ・必要に応じていじめ事案の報告

【本校のいじめ防止基本方針】

いじめは、人として決して許されない行為です。しかしながら、どの学級でも、どの児童にも起こりうることから、下記の学校教育目標のもと、教育委員会や家庭・地域と一体となって、一過性ではなく、継続していじめの未然防止、早期発見、早期対応に取り組んでいきます。

「自分も人も大切にする力(自尊感情・共生)」

【いじめの定義】
 この法律において「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

～ いじめ防止対策推進法第2条 ～

【いじめの未然防止のための取組】

全教職員の協力協働体制のもと、以下の取組を中心として、「いじめを起こさない環境づくり」と「いじめに向かわない児童の育成」を推し進めていく。

1 いじめを起こさない環境づくり(いじめを生まない風土づくり)

- ・互いのよさを認め合い、高め合う集団づくり(居場所づくり)
- ・児童会を中心とした仲間づくり(縦割り班活動・集会活動など)
- ・人権尊重を基盤とした環境づくり(よいとこ見つけや人権標語)
- ・校内の人的環境(隠れたカリキュラム等)の向上(美しい言葉づかい)
- ・心の通い合う教職員の協力協働体制

2 いじめに向かわない児童の育成(自尊感情、自己存在感、自己有用感を高める)

- ・児童の主体性に支えられた授業づくり(「分かる喜び」、「学ぶ楽しさ」)
- ・人間関係調整力やコミュニケーション能力の育成
- ・児童の主体的な参加による体験活動の充実
- ・人権教育、道徳教育、心の教育の推進
- ・特別な支援を要する児童に係る理解教育の推進 ・情報モラル教育の推進

【早期発見】

☆教師の人権感覚を磨き、「いじめに気づく力」を高める

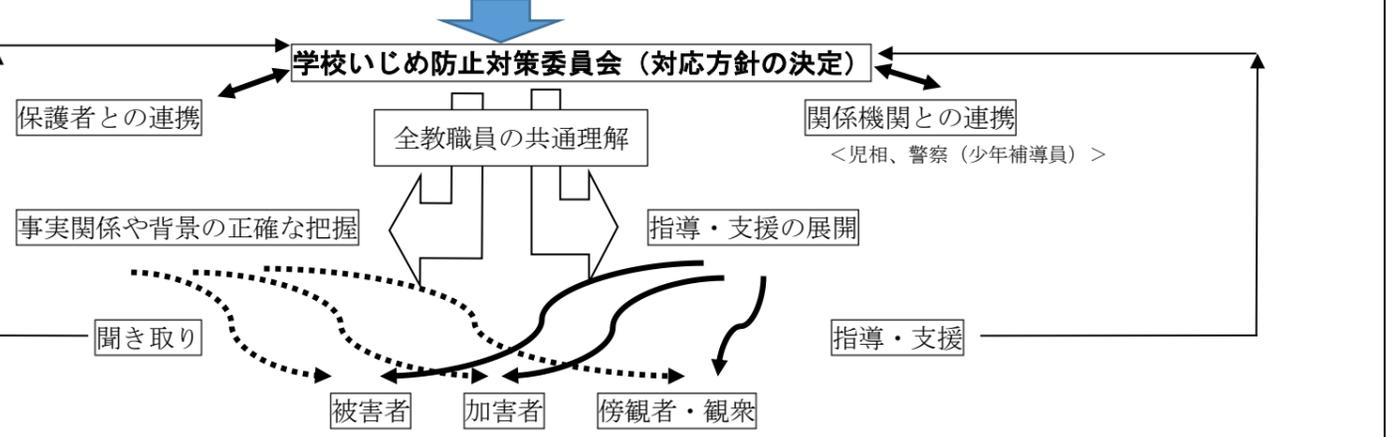
●いかに些細な内容であっても「いじめの定義」に基づいた状況把握を行う

- 観察法【健康観察、授業やその他の活動中の観察・日記(生活ノート)など】
- 面接法【教育相談、個人面談など】
- 調査法【大庭っ子生活アンケート、アンケートQ・U・心の天気など】

【早期対応(いじめが起こった時)】

☆いじめられている児童を守り抜くという共通理解のもと、学校全体の問題として捉え、組織的な対応に迅速に行い、問題の早急な解決を図る。

市教委への報告 ↔ いじめの認知(訴えの受信)(窓口：教頭)



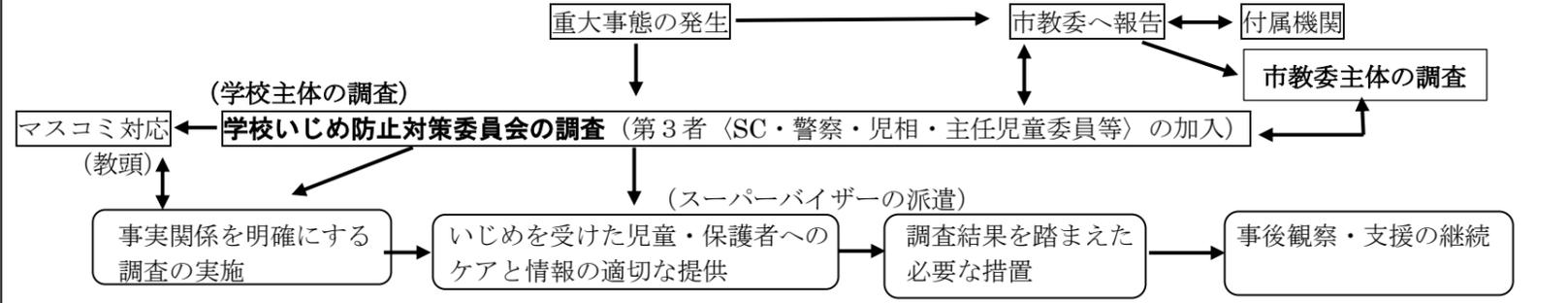
【重大事態への対応】

☆いじめにより重大事態が発生した場合は、市教委へ迅速に報告し、全面的な市教委の指示のもと連携した対応を行う。

《 重大事態とは 》

- ① 児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
 ・児童が自殺を企図した場合 ・身体に重大な傷害を負った場合 ・精神性の疾患を発症した場合 など
- ② 相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
 ・年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席しているような場合 など

※児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったと申立てがあったときは、学校にその認識がなくとも、重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる。



学校教育評価(校内・保護者・地域)〈取組の分析・改善〉

【めざす学校像】

- ・一人一人の児童に居場所があり、学ぶ楽しさにあふれた学校
- ・安全で安心して学校生活が送れる学校
- ・家庭や地域に開かれた誇りのもてる学校
- ・教職員の実践が尊重され、働きがいのある学校

【つきたい力】

【知】自分で考え表現する力～思考力・判断力・表現力等～
 【情】自分も人も大切にする力～学力を支える基盤～
 【意】がんばりぬく力～学びに向かう力、人間性等～

【めざす教師像】

- ・共感的受容を大切にせる教師
- ・質の高い教育を提供するために研鑽に励む教師
- ・保護者・地域とともに児童を育てる教師
- ・励まし合い切磋琢磨し合える教師

校内体制
 (生徒指導主任：特支コーディネーター)

生徒指導体制

- ・校内生徒指導部会(定期)
- ・学校いじめ防止対策委員会
 (校長・教頭・主幹教諭・生徒指導主任・人権教育主任・学年部・養護教諭・SC・SW・子どもと親の相談員・特支コーディネーター)
- ・校内支援会議(随時)
- ・学年会
- ・校内支援委員会(月1回)

教育相談体制

- ・教育相談(年2回)・SC相談日
- ・アンケートQ・U ・相談室、学習室の活用

特別支援教育体制

- ・相談窓口の設置・広報
- ・教室での一次支援の充実
- ・にこさぽ・支援員との連携
- ・相談室・学習室等の活用
- ・通級指導教室
- ・特別支援学級との交流

校内研修

- ・いじめに関する校内研修 ・人権教育研修
- ・人権教育学習公開日 ・Q・U研修
- ・小中授業参観 ・学級づくり実践研修